（登録外国試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第十六条　第八条の規定は、登録外国試験業者（法第五十五条第一項に規定する登録外国試験業者をいう。以下同じ。）の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、第八条中「第四条第二項第二号（イ及びニを除く。）（前条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第十二条において準用する第四条第二項第二号（イ及びニを除く。）又は第十五条において準用する同号（イ及びニを除く。）」と読み替えるものとする。

（登録外国試験業者の地位の承継の届出）

第十七条　第九条の規定は、法第五十六条において準用する法第四十六条第二項の規定による届出について準用する。

（登録外国試験業者の試験所の変更の届出）

第十八条　第十条の規定は、法第五十六条において準用する法第四十七条第一項の規定による届出について準用する。

（登録外国試験業者の業務の休廃止の届出）

第十九条　第十一条の規定は、法第五十六条において準用する法第四十八条第一項の規定による届出について準用する。

（削る）

（登録外国試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第七十二条の十七　第七十二条の九の規定は、登録外国試験業者（法第五十五条第一項に規定する登録外国試験業者をいう。）の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、第七十二条の九中「第七十二条の五第二項第二号（イ及びニを除く。）（前条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第七十二条の十三において準用する第七十二条の五第二項第二号（イ及びニを除く。）又は第七十二条の十六において準用する同号（イ及びニを除く。）」と読み替えるものとする。

（登録外国試験業者の地位の承継の届出）

第七十二条の十八　第七十二条の十の規定は、法第五十六条において準用する法第四十六条第二項の規定による届出について準用する。

（登録外国試験業者の試験所の変更の届出）

第七十二条の十九　第七十二条の十一の規定は、法第五十六条において準用する法第四十七条第一項の規定による届出について準用する。

（登録外国試験業者の業務の休廃止の届出）

第七十二条の二十　第七十二条の十二の規定は、法第五十六条において準用する法第四十八条第一項の規定による届出について準用する。

（添付書類の省略等）

第七十二条の二十一　同時に二以上の法又はこの省令の規定による申請又は届出（登録認証機関、登録外国認証機関、登録試験業者若しくは登録外国試験業者又はこれらの登録を受けようとする者が行うものに限る。次項において「申請等」という。）の手続をする場合において、各申請書又は各届出書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書又は届出書にこれを添付し、他の申請書又は届出書にはその旨を記載してその添付を省略することができる。

2　申請等の手続において申請書又は届出書に添付すべき書類は、当該書類と内容が同一である書類を他の申請等の手続において既に提出しており、かつ、当該書類の内容に変更がないときは、申請書又は届出書にその旨を記載してその添付を省略することができる。ただし、農林水産大臣は、特に必要があると認められるときは、当該添付すべき書類の提出を求めることができる。

（法第六十五条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）

第七十三条　法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第十八号による。

（センターの行う立入検査及び質問の結果の報告）

第七十四条　法第六十六条第七項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　立入検査又は質問を行った登録認証機関、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、登録試験業者、法第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者又は法第六十八条第一項の表示を行った者の氏名又は名称及び住所

二～六　（略）

（削る）

（センターの行う立入検査及び質問の結果の報告）

第二十条　法第六十六条第七項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　立入検査又は質問を行った登録認証機関、認証品質取扱業者（法第十条第五項に規定する認証品質取扱業者をいう。）、認証生産行程管理者（同項に規定する認証生産行程管理者をいう。）、認証流通行程管理者（同項に規定する認証流通行程管理者をいう。）、認証小分け業者（法第三十七条第一項第四号に規定する認証小分け業者をいう。）、認証輸入業者（法第三十七条第一項第五号に規定する認証輸入業者をいう。）、認証外国格付表示業者（法第十二条の二第二項に規定する認証外国格付表示業者をいう。）、認証方法取扱業者（法第三十八条第一項第一号に規定する認証方法取扱業者をいう。）、登録試験業者、法第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者（法第十条第一項に規定する取扱業者をいう。以下この号において同じ。）、指定農林物資の取扱業者又は法第六十八条第一項の表示を行った者の氏名又は名称及び住所

二～六　（略）